

第 457 回東京地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日 時 令和 8 年 8 月 5 日（水）午後 2 時 3 分から午後 3 時 1 分
- 2 場 所 九段第 3 合同庁舎 11 階 共用会議室 2-1、2-2
- 3 出席者 公益代表委員 6 名 労働者代表委員 6 名 使用者代表委員 6 名

本田会長 定刻になりましたので、第 457 回東京地方最低賃金審議会を始めます。

初めに、委員の出席状況について、事務局から報告をお願いします。

主任賃金指導官 本日は、委員定数 18 名全員が御出席されていますので、現時点におきまして、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に定める、全委員の 3 分の 2 以上、又は各側委員の各 3 分の 1 以上の定足数を充たしておりますことを御報告いたします。

報道機関の方に御連絡いたします。審議が始まりますので、撮影及び録音はお控えいただきますようお願いいたします。なお、審議の途中で撮影を許可する場合があります。その際は、事務局から御連絡させていただきます。

本田会長 それでは、審議に入ります。議事（1）東京都最低賃金の改正決定について（答申）でございます。東京都最低賃金の改正決定につきましては、専門部会で審議を行っていましたが、その結論が得られましたので、専門部会長の私から報告をさせていただきます。事務局から東京都最低賃金の改正決定に関する報告書を配布の上、読み上げてください。

（報告書の写しを配布）

賃金課長 それでは、読み上げます。

令和 8 年 8 月 5 日

東京地方最低賃金審議会会長 本田敦子殿

東京地方最低賃金審議会東京都最低賃金専門部会部会長 本田敦子

東京都最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和8年6月30日、東京地方最低賃金審議会において付託された東京都最低賃金の改正決定について、現下の最低賃金を取り巻く状況を踏まえ、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

当東京地方最低賃金審議会としては、次のとおり政府に対して要望したい。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、これら事業者の賃上げの原資確保に資するよう、価格転嫁対策を徹底するほか、賃上げの原資確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう、具体的事例も活用した周知等を徹底するとともに、申請期間の延長についても検討することを要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

また、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」の着実な実行により、価格転嫁・取引適正化の更なる徹底、成長志向の企業や生産性向上への支援強化、M&A・事業承継等による事業再編の推進、賃上げの促進、経営改革等のための伴走支援体制の強化等を推進することを要望する。その際、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。

価格転嫁対策については、令和8年1月から施行された取適法・振興法を着実に執行するため、公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁の連携や取引Gメンの拡充等を通じた執行体制強化と、現場への浸透に向けた一層の周知徹底を行い、あわせて、地方組織を含めた公正取引委員会の体制面の抜本的な強化を図ることを要望する。

また、取適法対象外の取引への規制強化に向け、独占禁止法上の告示、知的財産権等の適切な取引に関する指針等の周知・遵守徹底を図ることを要望する。

さらに、BtoC事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

地域経済に与える影響が大きい官公需において、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」により、令和9年度末までに、実勢価格を踏まえた予定価格の作成や低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入・適用等を100%実施することを要望する。また、価格基準の見直し、進捗状況の見える化や地方公共団体への伴走支援等も実施することで、価格転嫁・取引適正化を強力に推進することを要望する。

「省力化投資促進プラン」の更なる充実・拡充を図るとともに、業種ごとの KPI の達成状況についてフォローアップを行って進捗を見える化し、実績に応じて更なる対応策を検討することを要望する。

また、中小企業省力化投資補助金、デジタル化・AI 導入補助金、業務改善助成金等の各種補助金・助成金や、省力化ナビ、各都道府県の生産性向上支援センター等の業種横断的なサポート体制の充実及び活用促進に取り組むことを要望する。

また、いわゆる「年収の壁」への対応として、昨年 7 月に拡充したキャリアアップ助成金による事業主への支援や、今年 4 月から開始した被扶養者の新たな認定方法の取扱いの円滑な実施に取り組むことを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

さらに、最低賃金が引き上げられても、いわゆる「年収の壁」を意識して扶養の範囲内に収めるために就業調整を行っている人が少なくない。令和 4 年の就業構造基本調査によると「就業調整をしている」とする就業者は東京都に 53 万人以上おり、全国で最も多い。その結果、本来であれば賃上げによって所得向上が図られるはずが、就業調整によって効果が十分に発揮されず、賃上げの波及を阻害している現状が認められることから、年収の壁を気にせず働けるよう、税制・社会保険制度・扶養制度を一体的に見直し、働いた分だけ手取り収入が増える仕組みへの改革を強く要望する。

なお、当専門部会の審議結果は別紙のとおりであるが、審議においては、発効日について、使用者側委員より、近年、地域別最低賃金の引上げ

額が過去最高を更新し続け、影響率も 20%を超えるなど上昇していることに鑑み、とりわけ東京都における企業の大半を占める中小企業・小規模事業者においては、最低賃金額改定への対応のため、賃金原資の確保に伴う価格転嫁や資金繰りの調整はもとより、事務処理手続に関しても負担が増加しているところ、最低賃金がすべての事業者に罰則を伴い適用されるものであることからすれば、中小企業・小規模事業者が円滑かつ確実に対応できる環境を整えることが不可欠との指摘がなされた。加えて、いわゆる「年収の壁」を意識して、年末を中心に一部の労働者が行っている就業調整のタイミングが年々早まり、人手不足がさらに深刻化して企業経営に影響が出ていることを考慮すると、最低賃金額の発効については、1月1日等の指定日発効とすることを強く求める意見があった。

これに対し、労働者側委員からは、使用者側委員が指摘する賃金原資の確保の必要性や事務手続きの負担、就業調整の影響について、一定の理解はするものの、最低賃金近傍で働く労働者や労働組合がない企業で働く労働者へ賃上げ結果を1日でも早く波及させるという観点から、現時点で使用者側委員の意見を受け入れることは困難であるが、引き続き議論していくべきとの意見があった。

本件の審議に当たった専門部会の委員は別添のとおりである。

別紙といたしまして、

東京都最低賃金

1 適用する地域

東京都の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,280 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発効の日

法定どおり

別添については省略させていただきます。以上でございます。

本田会長

はい、ありがとうございました。東京都最低賃金専門部会報告の結論に至る経過につきまして、私から御説明いたします。

本年度の東京都最低賃金につきましては、令和8年6月30日に改正の諮問を受け、6回にわたり専門部会を開催し、慎重に審議を重ねてまいりました。

この間、令和8年7月28日には、中央最低賃金審議会から本年度の地域別最低賃金改定の目安が答申され、東京都を含むAランクについては、目安54円が示されたところです。

本年度の審議において、労働者代表委員からは、概ね、これから述べる5点の意見が出されました。

まず、1点目として、連合リビングウェイジの調査結果では東京で暮らすために必要な水準1,370円を2年で目指していきたいと考えていることから、今年度1,300円を目標に引き上げる必要がある。

2点目として、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の格差是正のために最低賃金の底上げをするべきである。

3 点目として、中東情勢の影響により労働者の生活にとっても負担が増えていることから、賃上げは必要である。

4 点目として、使用者側が準備期間の確保を理由として指定日発効を求めることについては一定の理解を示すが、労働者側としては法定発効が基本的な考え方である。

5 点目として、意見書などの声を重く受けとめ、真摯に審議に臨みたい。結果、労使ともに納得のいく答えが出ることを期待していきたい。等の主張がなされました。

一方、使用者代表委員からは、概ね、次の 5 点のような主張がなされております。

まず、1 点目として、最低賃金は最低賃金法第 9 条で定める三要素の根拠となる客観的なデータを用いて議論すべきである。

2 点目として、A ランクの賃上げ率は、3 要素を総合的に示した指標である賃金改定状況調査の第 4 表①、②で 2.4%（29 円）、第 4 表③で 3.0%（37 円）となっている。また、賃上げ率 3.0%を超える数値を示す指標において、重視すべき根拠となるものは見当たらないものと考えている。

3 点目として、中小企業の景況感に関する調査によれば、中東情勢による影響は企業の 8 割以上が受けており、その内容は原材料の価格高騰が約 7 割を占めている。

実際に、国内企業物価を見ると 6 月は 7.1%と上昇しており、特に、石油・石炭製品は 22.8%、化学製品は 14.4%も上昇し、医療や小売も含め幅広く影響している。輸入物価については 29.7%も高騰しており、中小企業では輸出比率より輸入比率が高いことからその影響も無視できない。

4 点目として、発効日については、価格転嫁による原資確保、各種支援策の活用、資金繰りの確保等の観点から、1 月 1 日の指定日発効とすることを強く求める。

5 点目として、様々な立場の多くの団体から、様々な意見要請が寄せられているということを重く受け止め、真摯かつ慎重に審議に臨みたい。等の主張がなされました。

これらの主張を受け、公益委員としては、労使の主張の隔たりを埋めるべく努力してまいりましたが、残念ながら意見の一致を見るには至りませんでした。

そこで、公益委員としては、最低賃金法の趣旨を踏まえ、賃金改定状況調査等の目安小委員会配付資料、専門部会の審議における労使各側からの主張、事務局から提供のあった東京における最低賃金に関する基礎調査結果・労働経済指標・生活関連指標等様々な資料を踏まえ、最低賃金法第 25 条第 5 項に基づく意見聴取手続に則って提出された改正に対する様々な意見や各種要請書も参考に、最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素を考慮して、東京という地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、真摯に検討を行いました。

その結果、まず第一として、中央最低賃金審議会の目安答申において、今年度の各ランクの引上げ額の目安を検討するに当たっては 4.9%を基準として検討することが適当とされ、地域間格差への配慮の観点から、目安額について A ランク 54 円とされたところであるが、東京都区部の消費者物価指数（食料）については、昨年 10 月から今年 6 月までの期間で平均 4.2%と同期間の全国の平均 4.3%をやや下回っている。もっとも、食料については、直近半年である令和 8 年 1 月から 6 月までの期間では、平均 3.68%、

さらに直近 3 か月である同年 4 月から 6 月までの期間では、平均 3.96%とそれぞれ同期間の全国の平均の 3.62%及び 3.4%を上回っていること。

第二として、東京における春季賃上妥結状況については過去 10 年間で、最も高い賃上げ率であること。

また、A ランクの賃金改定状況調査結果第 4 表については、昨年以上の賃金引上げが実施されていること。

第三として、東京都の中小企業における令和 8 年 6 月の業況 D I はほぼ横ばいで推移とされており、業況見通し D I はわずかに改善とされていること。また、東京都の企業倒産件数は、対前年度では下回ったものの、ここ数年では増加傾向が認められること。さらに、価格転嫁率は依然として低く抑えられ、特に労務費、エネルギー費の転嫁率が低いこと。

第四として、発行日については先ほどご紹介した労使各側の御意見を踏まえ、指定日発効とすることも使用者側委員が指摘する諸問題に対応するために有用な選択肢の 1 つであると認められるものの、中央最低賃金審議会の全員協議会の議論等に基づき、引き続き検討していくべき課題であると位置づけ、今年度に関しては法定発効とすべきであること。

以上述べました、4 点の認識の下、中央最低賃金審議会答申において示された目安額を参考にしつつ、労使各側の主張も含めて総合的に勘案した上で、現行の東京都最低賃金 1,226 円について、54 円、率にして 4.4%の引上げとし、時間額 1,280 円、発効日は法定どおり、と決定するのが適当であるとの公益案を提示し、多数決の結果、部会報告書のと通りの結論に至りました。

以上です。

ただいま報告いたしましたように、専門部会での結論は全会一致とはなりませんでした。最低賃金審議会令第6条第5項が適用できませんので、この本審において改めて審議をすることとなります。ただいまの専門部会報告を受けて、各側から御意見はございますでしょうか。まずは、労側委員から御意見を伺いたいと思います。

大島委員 専門部会に私も入っていましたので、特段御意見はないのですが、これからまた採決に臨んでいきたいと思っております。十分理解した上でということです。よろしくお願いします。

本田会長 ありがとうございます。労側委員の方で他に御意見がある方はいらっしゃいますか。よろしいですか。それでは、使側委員、いかがでしょうか。清田委員、お願いします。

清田委員 ありがとうございます。これまでこの本審議会及び専門部会を通じまして、使用者側の意見をお聞きくださいました公益委員、また労働者側委員に加え、会議の運営を担っていただきました事務局に御礼を申し上げたいと存じます。使用者側委員として、この後の採決の意思表示に関連し発言をさせていただきたいと思います。

本年度の東京都の地域別最低賃金の改定に当たりまして、この審議会冒頭より、賃金・物価が一定程度上昇していることを踏まえ、引き上げることの必要性については、使用者委員としても認識していることを主張させていただいておりました。ただ、同時に、法的強制力を伴い、また労働者のセーフティーネットとしての最低賃金の役割を踏まえると、その改定額を検討するに当たっては、東京の法定三要素のデータをバランスよく丁寧に見ながら検討することが必要であることを述べてまいりました。

今回、公益委員よりお示しいただきました引上げの根拠には、消費者物価の食料を取り上げた 4.2%、また小規模企業の賃金改定状況調査の結果である 2.4%及び 3.0%を代表的な指標として取り上げていただいております。その結果として 4.4%の引上げをすることが妥当ということを示していただいたものと受け取っております。取り上げていただいた指標を超える引上げを示すことの論拠や理由の説明が十分でなく、また単に目安どおりの結果を示されたという受け止めもでき、納得感を欠くものと考えてございます。

特に使用者側委員として、足元の中東情勢の影響により企業の 8 割以上が影響を受け、またそのうちの 7 割が価格の上昇に苦慮しているということを、複数の資料・データを提示しながら丁寧に検討いただきたいということを再三お願いしてまいりましたが、公益委員の検討項目には触れられることもなく結果が示されたということについては、大変遺憾に感じているところでございます。東京の法定三要素に基づく十分な検討がなされなかったこと、それから中小・小規模事業者の支払能力を考慮されなかったという結果については、到底納得できるものではないと受け止めてございます。

また、こうした改定額が示されるに当たりまして、発効日についても十分に議論を行っていただきたいことを冒頭より申し上げてまいりました。物価水準はもとより、東京の企業の大宗を占める中小・小規模事業者の賃金上昇率及び支払能力を超える引上げというものを、罰則付きの強制力をもって求めるということに対しては、十分な準備期間を設けることが必要ではないかと主張してまいりました。

まずは賃金原資確保の観点からは、労務費の価格転嫁が進んでいないというデータを基に、粘り強い交渉を伴うための時間を確保いただきたいということ、加えまして政府の支援策を活用するに当たりまして、厚生労働省の業務改善助成金が発効日までの期間によって顕著に活用度合に差が生じているといったこともデータで示すなどの主張を繰り返してまいりました。加えまして、人手不足に悩む中小企業の労働力確保の観点からも、就業調整の抑制に向けた対応が必要であるということも発言をさせていただきました。

本年度の東京の最低賃金につきましては、時給 1,250 円を超える結果となります。雇用保険の適用対象となる週 20 時間労働を年間で行った場合は、社会保険の適用要件の 1 つであります年収 130 万円を超える水準になるというタイミングでございます。社会保険や雇用保険のメリットなどを総合的に検討する時間というのも労働者にとって必要ではなかろうかというところも考えていたところでございます。

こうした発効日に関する主張に対しまして、今年度は多くのお時間を割いていただいたことには大変感謝を申し上げますが、結論として、有用な選択肢の 1 つであるとは認められるものの、中央最低賃金審議会の全員協議会の議論等に基づき引き続き検討していくべき課題であるとされ、法定発効とすべき結論が示されております。指定日発効を行わない理由、それから引き続きどのような議論が必要であるかといった具体的な理由については全く説明をいただけなかったと受け止めてございます。この点については、金額審議同様に大変残念に感じているところでございます。

中央最低賃金審議会の目安に関する全員協議会の取りまとめにおきましても、地方の自主性を発揮することを求めているにもかかわらず、東京地

方最低賃金審議会の審議事項である本件に関する結論を、中央最低賃金審議会の議論に委ねることについては大変残念に感じているところでございます。繰り返し申し上げて恐縮でございますが、東京の三要素を超える水準、つまりは中小企業の実態を超える水準の改定額を法的強制力を持って示すに当たりまして、その実効性を確保するための時間的猶予を与えるということは当然担保されるべき措置と我々は考えており、中小企業・小規模事業者の立場からは不可欠な措置であると考えてございます。東京都地方最低賃金審議会としての自主性を発揮し、継続的な検討をぜひお願いしたいと考えてございます。

こうしたことを理由にいたしまして、改定の金額及び発効日の両面について、到底受け入れられるものではないということを現時点で考えてございます。次年度以降の審議におきましては、東京の経済社会を支える中小企業の納得感を得られるような議論の結果を求めてまいりたいと思います。私からは以上です。

本田会長 ありがとうございます。他の委員の方で補足の御意見等ございますでしょうか。どうぞ、大島委員。

大島委員 採決に当たって今回の経過というか感想を申し上げたいのですが、大丈夫でしょうか。

本田会長 はい。

大島委員 ありがとうございます。まずは、約1週間にわたり審議に当たっていた、また委員それぞれの立場において決断を迫られる場でもありながら、今回も重圧の中で真摯に協議いただきました公益委員の皆様、使用者側委員の皆様、そして何より事務局の皆様に、まずは感謝を申し上げたいと思います。

本年度、我々労働側が審議に臨むに当たって、まず最初に申し上げましたのは、最低賃金に特化した賃金改定をしていただきたいということ、そして東京で働き、生活する上で本当に必要な最低限の賃金を求めてまいりました。ですが、今回、公益案と専門部会の結論については、私どもの要求に遠く及ばないものになったというのが我々の意見ではあります。最低賃金審議会が各都道府県で設置されている趣旨を十分に踏まえたものとは言い難い目安と専門部会の結果に対しまして、強い不満と失望も感じております。

一方、発効日が遅れば、最低賃金近傍で働き、ぎりぎりの生活を強いられている多くの労働者にとっては不利益が長引くこととなると考えております。そうした状況を直視し、苦渋の決断として判断に至りました。そのことについては大変申し訳なく思っておりますし、重い責任も痛感しております。

物価高騰など昨今の厳しい状況のもと、企業存続のために、やむなく値上げに踏み切らざるを得ない局面があることを一概に否定するものではございません。しかし、企業、事業は労働者がいて成り立つという原点を最優先に考えていただきたいと思っております。価格転嫁を進める際には、賃金が確実に反映されることが不可欠であると考えております。賃金が後回しにならぬよう、支援策の一層の充実と実効性のある運用を強く求め、意見として申し上げたいと思っております。併せて、こうした議論がより丁寧かつ十分に尽くされるよう、審議会の運営についても今後一層の工夫と改善が図られることを期待し、この後の採決に臨んでいきたいと思っております。以上です。

本田会長

ありがとうございました。他に御意見等ございますか。よろしいですか。

ただいま労使双方から御意見をいただきました。専門部会での結論を得たとはいえ、公益案について労使双方とも御不満が強いということは、ただいまお伺いした意見からも十分伝わっているかと思います。ただ、一言申し上げれば、確かに公益案からしますと、労使双方の御意見や御主張を公益が採用しなかったというふうに捉えられるかとは思いますが、公益といたしましても、双方の主張、それから双方が出した資料、そして東京における各種のデータを決して軽く見たというものではございません。そのことは一言申し上げたいと思います。

ただ、両当事者にとりましては、そうは言っても、やはり御自分たちの御主張が通っていない、それは御自分たちの御主張の根拠となる資料を公益がきちんと見ていないのではないか、というふうに思われるということでは理解しております。その点につきましては、来年度の審議におきましても、今、労側委員からも御指摘がございましたので、審議の進行等についても、より改善に努めていくように、今、決意を新たにしております。

それでは、専門部会において審議いただいた結果、専門部会報告にありますとおり、東京都最低賃金について時間額は1,280円、額にして54円、率にして4.4%の引上げ、発効予定日は法定どおりとすることについて、採決を行いたいと思います。採決の前に、特に御意見はないということでしょうか。

(特になし)

本田会長

それでは採決に移りたいと思います。先ほど申し上げた内容で賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

賃金課長 会長を除く出席委員 17 名中 11 名が賛成であることを確認しました。

本田会長 ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は専門部会報告どおり可決されました。ただいまの結果に基づきまして、東京労働局長宛て答申をしたいと思います。答申については、これから答申文案を作成いたします。しばらくの間、休憩といたします。

(休憩)

本田会長 それでは再開いたします。事務局から答申文案を配布し、読み上げてください。

(答申文案の写しを配布)

賃金課長 それでは、答申文案を読み上げます。

令和 8 年 8 月 5 日 東京労働局長 増田嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会会長 本田敦子

東京都最低賃金の改正決定について (答申)

当審議会は、令和 8 年 6 月 30 日付け東労発基 0630 第 2 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、現下の最低賃金を取り巻く状況を踏まえ、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

なお、当審議会としては、次のとおり政府に対して要望したい。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、これら事業者の賃上げの原資確保に資するよう、価格転嫁対策を徹底するほか、賃上げの原資確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう、具体的事例も活用した周知等を徹底するとともに、申請期間の延長についても検討することを要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

また、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」の着実な実行により、価格転嫁・取引適正化の更なる徹底、成長志向の企業や生産性向上への支援強化、M&A・事業承継等による事業再編の推進、賃上げの促進、経営改革等のための伴走支援体制の強化等を推進することを要望する。その際、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。

価格転嫁対策については、令和8年1月から施行された取適法・振興法を着実に執行するため、公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁の連携や取引Gメンの拡充等を通じた執行体制強化と、現場への浸透に向けた一層の周知徹底を行い、あわせて、地方組織を含めた公正取引委員会の体制面の抜本的な強化を図ることを要望する。

また、取適法対象外の取引への規制強化に向け、独占禁止法上の告示、知的財産権等の適切な取引に関する指針等の周知・遵守徹底を図ることを要望する。

さらに、B to C 事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

地域経済に与える影響が大きい官公需において、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」により、令和9年度末までに、実勢価格を踏まえた予定価格の作成や低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入・適用等を100%実施することを要望する。また、価格基準の見直し、進捗状況の見える化や地方公共団体への伴走支援等も実施することで、価格転嫁・取引適正化を強力に推進することを要望する。

「省力化投資促進プラン」の更なる充実・拡充を図るとともに、業種ごとのKPIの達成状況についてフォローアップを行って進捗を見える化し、実績に応じて更なる対応策を検討することを要望する。

また、中小企業省力化投資補助金、デジタル化・AI導入補助金、業務改善助成金等の各種補助金・助成金や、省力化ナビ、各都道府県の生産性向上支援センター等の業種横断的なサポート体制の充実及び活用促進に取り組むことを要望する。

また、いわゆる「年収の壁」への対応として、昨年7月に拡充したキャリアアップ助成金による事業主への支援や、今年4月から開始した被扶養者の新たな認定方法の取扱いの円滑な実施に取り組むことを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

さらに、最低賃金が引き上げられても、いわゆる「年収の壁」を意識して扶養の範囲内に収めるために就業調整を行っている人が少なくない。令和4年の就業構造基本調査によると「就業調整をしている」とする就業者は東京都に53万人以上おり、全国で最も多い。その結果、本来であれば賃上げによって所得向上が図られるはずが、就業調整によって効果が十分に発揮されず、賃上げの波及を阻害している現状が認められることから、年収の壁を気にせず働けるよう、税制・社会保険制度・扶養制度を一体的に見直し、働いた分だけ手取り収入が増える仕組みへの改革を強く要望する。

別紙

東京都最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

東京都の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,280円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

以上でございます。

本田会長 ありがとうございます。この答申文案でよろしいでしょうか。

(異議なし)

本田会長 御異議なしということですので、局長に答申したいと思います。事務局は答申文の正本を作成してください。

主任賃金指導官 報道機関の方に御案内申し上げます。これ以降、事務局がお声かけするまでの間、撮影を許可いたします。

(答申文手交)

主任賃金指導官 報道機関の方に御案内します。これ以降の撮影はお控えください。

賃金課長 それでは局長より御挨拶を申し上げます。

東京労働局長 ただいま、会長から、令和８年度の東京都最低賃金の改正につきまして答申をいただきました。６月３０日に諮問させていただいて以来、委員の皆様には精力的かつ真摯に御審議を重ねて頂き、本日答申を頂きましたこと、深く感謝を申し上げます。

東京労働局としましては、今後、答申を踏まえて東京都最低賃金の改正に向けた手続を進めてまいります。

また、答申において、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう価格転嫁に向けた取組や生産性向上のための助成金等の各種施策による支援の強化とその周知の徹底等、広く多岐にわたる御要望を頂戴いたしました。当局といたしましては、関係方面に要望を行うとともに、今後一層の賃上げ環境の整備に向けた施策を推進するべく取り組んでまいります。

皆様方には引き続き、東京地方最低賃金審議会の運営につきまして、御協力賜りますようお願い申し上げ、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

本田会長 それでは、今後の予定について、事務局から説明をお願いします。

賃金課長 東京都最低賃金の改正決定について、審議会から答申がございましたので、本日、令和8年8月5日水曜日、答申の要旨について公示を行います。公示の期間は、公示日の翌日から起算して15日を経過する日、令和8年8月20日木曜日までとなります。異議申出がなかった場合には、公示期間終了後、東京労働局長が最低賃金の決定を行います。一方、異議申出がなされた場合には、異議申出について審議をするための本審を開催させていただくことになります。以上です。

本田会長 ありがとうございました。続きまして、議事（2）その他に入ります。他に何か審議することはございますでしょうか。

（特になし）

本田会長 特にないようですので、これにて審議を終了といたします。本日の議事録は、審議会運営規程第7条に基づき、公益委員は私が、労側委員は土屋委員、使側委員は坂巻委員に確認をお願いしたいと存じます。最後に事務局から連絡事項があればお願いいたします。

賃金課長 次回の開催日程につきましては、後日事務局より御連絡させていただきます。皆様の御出席をよろしくお願いいたします。以上です。

本田会長 それでは、本会はこれにて終了といたします。本日はお疲れ様でございました。